

氏名	ヒグマ アイ 樋熊 亜衣
学位の種類	博士（社会学）
学位記番号	人博 第 120 号
学位授与の日付	平成 30 年 3 月 25 日
課程・論文の別	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題名	日本の女性運動——1970 年代から何が引き継がれたのか
論文審査委員	主査 教授 丹野 清人 委員 教授 左古 輝人 委員 教授 江原 由美子

### 【論文の内容の要旨】

本論文は、しばしば断片的に捉えられてきた日本の女性解放運動を継続的に捉え、ウーマン・リブの登場から約 50 年という月日の中で、女性解放のために、女性たちが何を成してきたのかを歴史的に記述する試みである。本論文では、1970 年代に起きる新しい女性解放運動であるウーマン・リブから、後続の女性解放運動へ何が継承されたのかを問い、運動団体が発行するミニコミの分析を通して、①リブが提示した新しい問題枠組み、②80 年代のポルノグラフィーとセクシュアル・ハラスメントの問題化の過程、を明らかにした。

本論文の結論として、リブから継承されたのは「personal is political」を表す「女（＝わたし）の問題」という問題の捉え方である。このレトリックを用いることで、女性たちは様々な出来事を「女性問題」として捉え、運動へと参加していったのである。

本論文の各章の要旨は以下の通りである。

第 1 章では、本論文全体の視座について検討することを目的に、これまでのリブ研究について説明した。リブは、その「新しさ」ゆえに特異な女性たちの運動とされ、フェミニズムや女性史研究のなかでは無視されてきた。そこでリブの主張を正確に捉えようとして行われた区分が、研究者のみならず、むしろ 70 年代前半に活動していた活動家の方から積極的に支持され、75 年断絶説のような運動史観を招いてしまった。この運動の断絶史観には、“1970 年代前半のリブの新しさは後続の運動には引き継がれなかった”という見方と、“1970 年代前半のリブの主張はアカデミズムに引き継がれた”という見方が内包されている。筆者はこうした史観が固持されることで、1970 年代以降の女性運動が矮小化されてしまう恐れがあると指摘し、リブが 70 年代後半以降の運動へどのように引き継がれたのかを明らかにすべきだと主張した。また、キツセらの「クレイム申し立て」の議論から、「引き継がれた」

というために問題化の過程に焦点を当てることが適切だろうと判断した。

第2章では、1章で説明した75年断絶説を含む、女性運動の断絶を強調するような史観とは異なる連続史観の意義を主張するために、既存の婦人運動として「日本婦人問題懇話会（＝懇話会）」を取り上げ、彼女たちの「女性解放」の議論の変遷を追った。懇話会は、1970年のリブの登場から、その主張に関心を抱いていた。しかし一方で、「若い」世代の多いリブを無批判に受容し、迎合しようとしていたわけではなく、だからといってリブを軽んじたり無視したりしたのではなかった。リブからなされた女性解放を問い直そうという問題提起に対し、彼女たちの視点から取り組んでいたのである。第2章ではそうした既存の婦人運動（懇話会）と新しい女性運動（リブ）との距離感を示すことで、リブの同時代的な影響と、「リブ以外」の運動の70年代を描き出した。

第3章では、本論文の主な分析対象であるミニコミについて詳述したのち、127誌の女性団体のミニコミのテキストマイニングを行った。マイニングしたのはミニコミの記事のタイトルであり、タイトルに用いられている語を抽出することで、ミニコミのなかで女性たちが何を語ってきたのか、その変遷を明らかにした。第3章では、1970年代を境に、「性」「差別」へ高い関心が払われてきたこと、90年代以降「暴力」が「差別」に代わり、性を問題化する際の重要な概念となったことを示した。また、この章では用いられた語の変遷から、女性たちがその時代ごとに様々なテーマに取り組んできたことが明らかになった。第2章が運動間の同時代的なひろがり示したのとは逆に、第3章では通史的な女性運動の広がりを示そうと試みた。

第4章では、女性がなぜ沈黙を強いられるのか、リブが明らかにしたその仕組みについて説明し、そうした仕組みをリブがどのように突破したのかについて記述した。女性の沈黙は、男女平等が達成されている社会のなかで、女性が分断されているために起こる。つまり男女平等が達成された社会のなかで差別や不当な扱いを受けるといったことは何か彼女に原因があるのだろう、という理解により、告発が困難になっていたのである。こうした男性中心主義社会の「常識」のなかでは告発できないため、リブは女性解放を「私（＝自分）」に起き、「私」がやりたいこと/やりたくないことから女性問題を捉え返そうと呼びかけた。こうしてリブは、「女（わたし）の問題」として様々な出来事を女性差別の問題として発見していったのである。

第5章では、「女性に対する暴力」という概念を導入して行われた80年代の反ポルノグラフィ運動を取り上げた。それまで青少年の問題とされてきたポルノグラフィを女性差別の問題として定義し、さらにポルノグラフィ的表現にまで問題を拡張することで、それがアダルトコンテンツ消費者の問題ではなく、日常生活の中で否応なく浴びせられる性差別表現の問題であると定義した。また、こうしたポルノグラフィ的表現に対する抗議のなかで、公的な場における女性の存在がいかに無視されてきたのかということも明らかにされた。

第6章では、セクシュアル・ハラスメントの問題化の過程を取り上げた。1989年の福岡裁判に至るまでに、西船橋事件（1986年）など複数の事件を経て、女性に対する性的いや

がらせが横行していること、女性全体の問題であるという認識が共有されていった。さらに、労働の問題としてではなく、離婚した女性やポルノグラフィーの問題として噴出してきたものが、1989年を経て「セクシュアル・ハラスメント」として認識されるようになった。この問題化にあたっては、「女（わたし）」の問題という定義づけが多く女性の関心、支援を得ることにつながった。